

令和 6 年 9 月 定例会

富士山南東消防組合議会会議録

令和 6 年 8 月 21 日

富士山南東消防組合議会

令和6年富士山南東消防組合議会9月定例会会議録目次

(8月21日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	2
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会期の決定	3
○会議録署名議員の指名	3
○管理者挨拶	4
○報第 2号 専決処分の報告(交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)	4
○認第 1号 令和5年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について	5
○議第 9号 令和6年度富士山南東消防組合会計補正予算案(第1号)	10
○議第10号 富士山南東消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	12
○議第11号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	12
○富士山南東消防組合議会議員の派遣	13
○閉会の挨拶	14
○閉会の宣告	14
○署名議員	15

令和6年富士山南東消防組合議会9月定例会会議録

議 事 日 程

令和6年8月21日（水曜日）午後3時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 報第 2号 専決処分の報告（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 4 認第 1号 令和5年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第 9号 令和6年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）
- 日程第 6 議第10号 富士山南東消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議第11号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 富士山南東消防組合議会議員の派遣
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 報第 2号 専決処分の報告（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 4 認第 1号 令和5年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第 9号 令和6年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）
- 日程第 6 議第10号 富士山南東消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議第11号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 富士山南東消防組合議会議員の派遣
-

出席議員（10名）

1番	川原章寛	2番	鈴木文子
3番	井出春彦	4番	植松英樹
5番	藤江康儀	6番	佐野淳祥
7番	石井真人	8番	二ノ宮善明
9番	井出悟	10番	大橋勝彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 者 長 三 島 市	豊 岡 武 士	副 管 理 者 長 裾 野 市	村 田 悠
副 管 理 者 長 長 泉 町	池 田 修	代 表 監 査 委 員	加 藤 寛 治
消 防 長	鈴 木 清 明	消 防 次 長 兼 長 総 務 課	高 村 新 一
参 事 兼 長 長 泉 消 防 署	下 山 和 典	三 島 消 防 署 長	渡 辺 光 明
裾 野 消 防 署 長	漆 畑 英 夫	予 防 課 長	佐 野 博 実
警 防 救 急 課 長	室 伏 郷 志	通 信 指 令 課 長	関 智 勝

議会事務担当職員

書 記 長	羽 田 浩 二	書 記	杉 山 智 春
書 記	大 西 保 信	書 記	石 原 嵩 大

開会 午後 3時00分

◎開会の宣告

○議長（鈴木文子） 出席議員が定足数に達しましたので、これより令和6年富士山南東消防組合議会9月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鈴木文子） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（鈴木文子） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者並びに監査委員宛て出席方を通知しておきましたので、御報告申し上げます。
本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

◎会期の決定

○議長（鈴木文子） これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木文子） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、1番 川原章寛議員、2番 井出春彦議員の両名を指名いたします。失礼いたしました。3番 井出春彦議員の両議員を指

名いたします。

◎管理者挨拶

○議長（鈴木文子） ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士） 議員の皆様、改めましてこんにちは。

本日は、令和6年富士山南東消防組合議会9月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、また暑い中、御出席を賜りましてここに開会の運びとなりましたこと、また、日頃より消防行政の推進に格別なる御理解と御協力を賜っておりまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、本日御提案申し上げます議案であります。専決処分の報告、令和5年度消防組合会計決算認定について、令和6年度消防組合会計補正予算案（第1号）について、富士山南東消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の計5件でございます。特に今回は令和5年度の決算を認定していただくということを中心とした議案でございます。

詳細につきましては、この後、消防長から御説明をさせていただきますので、何とぞ御審議をいただきたく、そしてまた御賛同賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

◎報第2号 専決処分の報告（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（鈴木文子） 次に、日程第3 報第2号 専決処分の報告について報告を行います。

本件について当局から報告を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） それでは、報第2号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

これは令和5年12月11日、立入検査実施のため職員が救急車にて三島市本町地先を訪問し、建物西側縁に救急車を駐車する際、建物西側2階ベランダ下部と救急車の赤色回転灯が接触し、ベランダ下部の石膏ボードを破損させたもので、修繕に要しました費用12万1,192円を当組合が負担することで示談が調いましたので、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により本年3月25日に専決処分をいたしました。

なお、その損害補償は保険により対応させていただきましたので、以上併せて御報告申し上げます。

○議長（鈴木文子） 報告が終わりました。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質疑については、1回の発言につきおおむね3分をめどとすることになっております。整理して発言をお願いします。

これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

◎認第1号 令和5年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について

○議長（鈴木文子） 次に、日程第4 認第1号 令和5年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） それでは、認第1号 令和5年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

最初に、令和5年度歳入歳出決算書30ページを御覧ください。

令和5年度富士山南東消防組合会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は30億740万8,535円、歳出総額は29億4,634万9,165円、歳入歳出差引額は6,105万9,370円となり、繰越明許等翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、同額の6,105万9,370円が実質収支額となり、令和6年度会計に前年度繰越金として6月3日付で歳入しております。

それでは、歳入歳出決算事項別明細で順次御説明申し上げます。

決算書、戻りまして8ページ、9ページを御覧をいただきたいと思えます。

見開き左側、款、項、目、右側が金額、備考等になってございます。

歳入の個別概要から御説明申し上げます。

1款分担金及び負担金でございますが、収入済額は26億4,432万383円で、構成市町からの負担金となります。三島市から13億4,354万8,841円、裾野市から6億8,568万9,736円、長泉町から6億1,508万1,806円となっております。

次に、2款使用料及び手数料は、収入済額320万800円です。危険物施設に係る許認可事務の手数料、煙火消費許可申請に対する審査手数料が主なものとなります。

3款国庫支出金は、収入済額2,823万円で、令和4年度繰越明許費を含む緊急消防援助隊設備整備費補助金を収入してございます。

次に、4款の県支出金は、収入済額1,312万円で、11ページ上段に記載がございまして、令和4年度繰越明許費を含む国庫補助採択事業、消防用防災資機材整備事業及び住民防災教育事業に

対する県の地震・津波対策等減災交付金になります。

次に、5款財産収入は、収入済額118万9,253円で、清涼飲料水自動販売機の施設貸付料でございます。

6款の寄附金はございませんでした。

7款繰越金は、収入済額4,703万3,097円で、令和4年度繰越明許費を含む令和4年度会計の繰越金でございます。

次に、8款諸収入は、収入済額2,581万5,002円で、高速道路における救急業務に係る支弁金、消防防災航空隊及び静岡県消防学校へ派遣しております職員の人件費負担金などが主なものとなります。

次に、12ページ、13ページを御覧ください。

9款組合債は、収入済額2億4,450万円です。三島消防署中郷分遣所の建て替えに係る消防施設整備事業、令和4年度繰越明許費を含む消防ポンプ車、救急車の更新整備に係る消防車両整備事業に係る組合債でございます。

以上、歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

14ページ、15ページを御覧ください。

1款議会費の支出済額は73万651円で、執行率は66.06%でございます。主な支出は、議員報酬及び行政視察に係るバス借上げなどの経費となります。

次に、16ページ、17ページを御覧ください。

2款総務費ですが、支出済額は5,979万2,125円です。2款総務費は、1項総務管理費と2項監査委員費から構成しております。最初に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の支出済額は5,954万5,176円で、執行率は90.75%でございます。事業別の支出済額は、右側右端の備考欄に記載がございますので、こちらを御覧をください。人件費のうち特別職の給料は11万1,000円。非常勤職員の報酬は、産業医への報酬30万円でございます。総務管理事業は、当消防組合を運営していく上で必要となる各種経費が主なもので、支出済額5,186万7,405円で、主な支出といたしまして消耗品費、通信運搬費、事務系、財務系コンピューター機器、ネットワーク回線使用料などのほか、御協力いただいております三島市への会計事務負担金や工事管理事務負担金などの支出でございます。続きまして、人事管理事業ですが、支出済額は726万6,771円で、各種手数料や職員健康管理の健康診断委託、人事評価制度コンサルティング事業の委託の経費が主なものとなります。

18ページ、19ページを御覧ください。

2款総務費、2項監査委員費、1目監査委員費は、支出済額24万6,949円、執行率95.35%で、監査委員の報酬及び消耗品の費用となります。

続きまして、20、21ページを御覧ください。

3款消防費は、1項消防費を1日常備消防費と2目消防施設費で構成し、1日常備消防費の支

出済額は25億2,101万5,054円で、執行率は98.59%となります。

21ページの備考欄を御覧をいただきたいと思います。

人件費は22億6,508万8,228円で、職員の給料、各種手当等でございます。続いて、中段、救急高度化推進事業は、支出済額3,912万7,474円で、消防本部及び各消防署所における救急業務に係る経費であります。主な支出としまして、救急業務に必要となる救急資機材などの消耗品、救急車の燃料費、救急救命用資機材の保守点検業務委託、救急救命士3名の養成に係る研修費負担金などが主なものとなります。

続きまして、ページめくりまして23ページの備考欄を御覧ください。

消防防災事業の支出済額は1億2,297万1,524円で、消防本部及び各署所における総務、警防、救助、予防の各種業務に係る運営経費でございます。主な支出として、消耗品費、消防車両などの燃料費、消防指令センターを除く消防本部と各署所の光熱水費、消防車両、消防庁舎及び機械器具等の修繕、各施設の保守点検業務委託などが主なものとなります。

次に、消防指令センター運営事業は、支出済額が9,382万7,828円で、通信運搬費、指令システム保守点検業務委託、ページをめくりまして25ページの備考欄上段にございます消防救急デジタル無線保守点検業務委託などとなります。

次に、2目消防施設費でございます。支出済額は2億8,823万8,720円で、内訳といたしまして、消防施設整備事業では、支出済額1億9,233万5,000円で、三島消防署中郷分遣所建て替え工事の前払い金及び家屋調査業務委託に係る経費でございます。消防車両整備事業では、支出済額9,590万3,720円で、三島消防署の救急車の更新整備に係る経費及び令和4年度繰越明許費により更新整備いたしました三島消防署の消防ポンプ自動車に係る経費でございます。

次に、26、27ページを御覧ください。

4款公債費の支出済額は7,657万2,615円で、組合債の元金償還金として7,281万9,534円、組合債償還利子として375万3,081円でございます。

次に、28ページ、29ページを御覧ください。

5款予備費でございますが、28万1,615円を4款公債費、1項公債費、2目利子、22節償還利子及び割引料に充用しております。これは中郷分遣所建て替え工事の前払い金に伴い令和5年12月に地方債の借入れを行いました。令和5年度分の償還利子について予算措置がされていなかったことから充用させていただいたものになります。

31ページから34ページに財産に関する調書として、公有財産及び取得価格100万円以上の物品の一覧を掲載しております。

また、別冊になりますが、令和5年度主要な施策の成果と予算執行状況報告書及び令和5年度富士山南東消防組合歳入歳出決算審査意見書を添付してございますので、併せて御覧いただきますよう御案内申し上げます。

令和5年度富士山南東消防組合歳入歳出決算についての説明は終わります。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 次に、監査委員から決算審査の報告を願います。

加藤代表監査委員。

○代表監査委員（加藤寛治） ただいま上程になりました認第1号 令和5年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付されました令和5年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算について、監査委員を代表して審査結果を御報告申し上げます。

審査の結果でございますが、決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係帳簿及び証書類と符合し正確であり、令和5年度における収支決算額を適正に表示しているものと認めましたので、御報告申し上げます。

審査の詳細につきましては、お手元に配付されております令和5年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算審査意見書に記載してありますので、御参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、決算審査の結果報告といたします。

○議長（鈴木文子） 以上で当局の説明並びに監査委員の報告が終わりました。

これより本件について質疑を許します。

9番 井出 悟議員。

○議員（井出 悟） 9番 井出 悟です。

それでは、議長への通告に従いまして、認第1号 富士山南東消防組合会計歳入歳出決算書について質疑をさせていただきます。

大きく3つになります。まず、決算書30ページです。実質収支額を例えば組合債償還基金や今後想定される施設整備の基金などに積み立てる、繰り入れるということですが、ということに対し各市町や執行機関内での議論がなされたのか伺います。

2点目です。令和5年度主要な成果と予算執行状況報告書11ページの部分をお伺いします。まず、組合債の借入れ状況に対する今後の償還額の経年推移はどのようになっていくのか伺います。

次に、起債において償還期間を長くすることは各自治体での世代間の負担公平性を担保する上や各自治体における施策展開と将来負担を勘案する上でも必要な考え方ではありますが、償還期間の決定に対し各市町や執行機関内での議論がなされているのか伺います。

以上、3点です。

○議長（鈴木文子） 高村消防次長。

○消防次長兼総務課長（高村新一） 議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、実質収支額を基金などに積み立てることについて構成市町や執行機関内での議論がなされたかについてでございます。

実質収支額歳計剰余金の処理につきましては、平成28年消防組合発足の前年に組合運営に関する事項を協議、すり合わせを行う各協議部会のうち財政部会で協議を行いました。この部会には構成市町の財政担当部局と各消防本部の担当者が出席をしております。この会議の中で協議を重ね、静岡県総務部市町村行政室から発出されております一部事務組合運営の手引の中の剰余金の

取扱い部分を参考とするとともに、構成市町の意向を確認し、この協議により富士山南東消防組合の経費支弁及び財産の取扱いに関する協定書第4条歳計剰余金の処理の条項に規定がされ、次年度の補正予算において市町負担割合により負担金の現額で処理をさせていただいております。

次に、今後の償還額の経年推移はどのようになるかについてでございます。

組合債の借入状況に対する今後の償還額の推移につきましては、主要な施策の成果と予算執行状況報告書、こちらの11ページを御覧いただきたいと思っております。

5の2表一番下の合計欄の部分になりますが、平成28年度から令和5年度までの組合債借入合計が16億6,640万円、償還現在高の合計が14億8,875万1,000円となっております。今後の推移ですが、令和8年度までの車両施設更新計画を基にシミュレーションして御説明いたします。令和6年度に消防車1台、救急車1台の更新整備、新中郷分遣所建設工事で3億6,980万円の借入れ、令和7年度に救急車1台と大型水槽車1台の更新整備で約1億3,000万円の借入れ、令和8年度に消防車1台、救急車1台、その他の車両2台、そして指令システム部分更新で14億2,700万円、3年間合わせて約19億2,680万円の借入れを計画しております。今後の年度ごとの償還額ですが、令和6年度が元金と利子を合わせて約1億5,000万円、令和7年度が約1億6,000万円、令和8年度が約1億7,000万円となります。また、以降の償還額ですが、令和10年度に新中郷分遣所建設工事と指令システムの元金償還据置期間が終わり約4億6,000万円、ピークが令和13年度で約4億9,000万円と見込んでおります。

次に、償還期間の決定に対し構成市町や執行機関内での議論はなされたかについてでございます。

償還期間の考え方につきましては、消防車両等の更新を行う際には償還を終えていないと車両の処分をすることができませんので、更新の目安である消防車は15年、はしご車は20年、救急車は10年が償還期間の最長となります。議員が御質問のとおり、世代間の負担公平性を担保する上や施策展開と将来負担を勘案する上で起債をして事業を行うというのが一般的な考え方だと思います。このため、消防車両の償還期間決定につきましては、車両を更新するまでの間で設定しております。そして、償還期間の決定については、定期的に構成市町と消防組合による連絡会議を開催しており、この場において事業や予算についての説明、議論を行い、構成市町の意向を確認しながら進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木文子） 9番 井出 悟議員。

○議員（井出 悟） 質疑の答弁ありがとうございました。

大分理解が深まりましたが、まず大きな質問の1点目の部分については、協定及び事務組合の手引、そちらのほうで規定されていることだということについては理解をいたしました。

質疑の2点目ですが、組合の償還金の経年推移については非常に理解が深まったところですが、ピークが令和13年度4億9,000万円となりますので、今年度、償還額ですね、4億9,000万になるので、今年度7,657万に対しておよそ6.4倍ぐらいの償還になってくるということが分かりました。

つまり、今年度より4億余り起債額の償還額が増えるんですけども、このあたりを今の市町の案分でざくっと計算すると恐らく三島市がプラス2億、長泉と裾野がプラス1億程度になってくるんじゃないかということがありますので、この部分についてはピークが13年度ということであるならば、予算時に償還推移をしっかりと示していただいて、これらを基に私たち議員は一般事務のほうの公共施設総合管理計画とか財政計画すり合わせてそれ確認していく必要があると思いますので、その部分については十分御留意いただければというふうに感じました。

3点目の部分ですが、起債の償還期間については、先ほど御説明があったように、施設の更新するまでの期間ということについては重々分かりました。ということで、今回予算執行状況の報告書にもあるとおり、これらの組合債の償還期間が通常の一般的な起債に対して非常に短い期間据えられるそういうのだと分かったんですが、先ほど質疑の2点目と大きくかぶるんですが、これらの償還額の推移については十分抑えていく、将来の施設整備を抑えていく、失礼しました、組合議会は総合施設等総合管理計画はないので、各市町の中でそれらとすり合わせながら理解していくことが必要だということが十分分かりましたので、これらの部分についても分かりやすい情報展開を考慮いただければというふうに感じました。

私からは以上です。

○議長（鈴木文子） 以上で通告者による質疑は全て終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） 質疑がなければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより認第1号 令和5年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

原案どおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木文子） 起立全員と認めます。よって、認第1号は原案どおり認定されました。

◎議第9号 令和6年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）

○議長（鈴木文子） 次に、日程第5 議第9号 令和6年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）を議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） それでは、議第9号 令和6年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第

1号) について提案要旨を御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧いただきたいと思います。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ33万円を増額し、32億8,133万円とする歳入歳出予算の補正を行うものでございます。

補正の内容につきましては、歳入予算において令和5年度会計からの繰越金を増額するとともに、市町負担金を減額、歳出予算において児童手当法の改正による制度改正に伴い職員へ支給する児童手当に関する人事給与システム改修に要する費用を増額しようとするものでございます。

詳細につきましては、8ページ、9ページを御覧ください。

初めに、歳入でございますが、1款1項1目市町負担金、本年度当初予算額28億6,511万3,000円から6,072万8,000円を減額し、28億438万5,000円としようとするもので、各市町の負担金から減額される額は繰越金額から人事給与システム改修費用を差し引いた額とし、その内訳は、令和6年度負担割合に合わせ、三島市が3,085万8,000円、裾野市が1,574万6,000円、長泉町が1,412万4,000円でございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

7款1項1目繰越金でございますが、前年度繰越金として6,105万8,000円を繰入れ、6,105万9,000円としようとするものでございます。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。

こちらは歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、当初予算額6,703万1,000円に児童手当制度改正対応人事給与システム改修費用として33万円を増額し、6,736万1,000円にしようとするものでございます。

議第9号 令和6年度富士山南東消防組合会計補正予算案(第1号)についての説明は以上でございます。

御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鈴木文子) 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鈴木文子) なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鈴木文子) なければ、討論を終わり、これより議第9号 令和6年度富士山南東消防組合会計補正予算案(第1号)を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(鈴木文子) 挙手全員と認めます。よって、第9号は原案どおり可決されました。

◎議第10号 富士山南東消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第6 議第10号 富士山南東消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） ただいま上程になりました議第10号 富士山南東消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について提案の要旨を申し上げます。

これは地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布、その一部が令和6年4月1日に施行され、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となったことを受け所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、会計年度任用職員に係る給与の種類に勤勉手当を加え、勤勉手当の支給方法について規定を設けるとともに、必要な読替規定を置き、常勤職員に係る勤勉手当の支給方法等を会計年度任用職員にも充用させようとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日としようとするものです。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより議第10号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、議第10号について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第10号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第10号 富士山南東消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第10号は原案どおり可決されました。

◎議第11号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（鈴木文子） 次に、日程第7 議第11号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について当局からの提案理由の説明を願います。

鈴木消防長。

○消防長（鈴木清明） それでは、議第11号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について提案要旨を申し上げます。

本案は、議第10号同様地方公務員法が改正され、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となったことを受け、育児休業をしている職員の勤勉手当について会計年度任用職員を支給対象から除外しないものとするものでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日としようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木文子） 説明が終わりましたので、これより議第11号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、議第11号について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第11号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） なければ、討論を終わり、これより議第11号 富士山南東消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木文子） 挙手全員と認めます。よって、議第11号は原案どおり可決されました。

◎富士山南東消防組合議会議員の派遣

○議長（鈴木文子） 次に、日程第8 富士山南東消防組合議会議員の派遣について議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付した資料のとおり令和6年能登半島地震による被害状況を調査するに当たり、本組合議会の全議員を派遣することについて、会議規則第108条の規定により承認を求めるものであります。

お諮りいたします。本件について派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、お諮りいたします。ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木文子） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

◎閉会の挨拶

○議長（鈴木文子） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士） 令和6年富士山南東消防組合議会9月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

富士山南東消防組合議会9月定例会を招集させていただきまして、御提案いたしました各議案等について慎重に御審議の上、議決を賜り、誠にありがとうございました。

また、日頃よりいただいております貴重な御意見、御提言につきましては、今後の組合運営に十分に生かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

先日8日でございましたけれども、全員協議会時に最大震度6弱を記録した日向灘での地震発生の後、19時15分に南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意が発表されました。富士山南東消防組合では、この臨時情報の発表を受けまして、組合が定める消防計画に基づき、第1次配備体制を直ちに取りまして警防本部を設置したところでございます。こちらは消防長以下必要な職員を非常招集いたしまして体制を整えたということでございます。幸いにも15日の午後5時に注意の呼びかけが終了したことから警防本部を解散させたところでございますが、毎年全国各地で地震や豪雨災害が発生しております。今回の臨時情報の発表によりまして住民の皆さんも事前準備の重要性を改めて御確認いただいたのではないかと考えております。消防組合といたしましても、資機材の準備はもとより、その時その時の事案に即した対応が必要でございまして。

来る11月13日、14日には、静岡県東部地区を会場といたしました緊急消防援助隊関東ブロック訓練が開催されます。当消防組合からも多くの職員が参加することとなっているところでございます。これらの訓練によりまして、災害対応や人命救助等のための支援、受援体制の確認、検証を行い、今後の消防力の強化充実につなげてまいりたいと考えております。

これからも毎日暑い日が続くわけでございますけれども、どうぞ議員の皆様におかれましても、くれぐれも健康に御留意され、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木文子） これをもちまして、令和6年富士山南東消防組合議会9月定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会 午後 3時44分

地方自治法第123条の規定により署名する

令和6年8月21日

議 長 鈴 木 文 子

署 名 議 員 川 原 章 寛

署 名 議 員 井 出 春 彦